

○ 入札方法、消費税の取扱い等

1 京都市電子入札システム利用可能時間等

(1) インターネットを利用した入札参加者

午前9時から午後5時まで（ただし京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、使用するICカードの名義は、本市に提出済み「使用印鑑届」の代表者氏名（受任者を届け出ている場合には、当該受任者の氏名）と同一人であり、かつ、落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。

(2) 契約会計課内設置入札端末機使用者

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（ただし休日を除く。）

2 入札データの訂正等

入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

3 仕様書の入手等

本件入札に参加しようとする者は、公告の日から申請書類等の提出期間までに、本件の仕様書等を契約会計課ウェブページから入手し、見積りのうえ、入札期間中に入札を行うこと。

4 消費税の取扱い

入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

契約金額は、入札金額に100分の110を乗じた金額とする。

なお、消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

5 問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課

（電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286）

ウェブページのアドレス

<https://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm>